

平成25年2月22日

於：三番町共用会議所2階「大会議室」

# 水産政策審議会 第60回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第60回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成25年 2月22日 13時00分

閉会 平成25年 2月22日 14時02分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	奥村 保之	佐藤 信幸	鈴木 徳穂	長屋 信博
	東村 玲子	山川 卓	山下 東子	山根 香
特別委員	安部 敏男	小川 栄	風無 成一	高橋 健二
	能登 博之	野村 俊郎	濱田 武士	宮島 英雄
	八木田和浩	柳谷 法司	米田 清	

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長	香川増殖推進部長	熊谷管理課長	内海漁業調整課長
中津漁場資源課長	前栽培養殖課長	保科資源管理推進室長	

4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

1. 開	会	.....	1
2. 議	事	.....	1
(諮問事項)			
諮問第 226 号	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条 第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について	.....	1
諮問第 227 号	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部 を改正する省令について	.....	7
諮問第 228 号	水産資源保護法第 2 0 条第 1 項の規定に基づく 平成 2 5 年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の 維持のために独立行政法人水産総合研究センターが 実施すべき人工ふ化放流に関する計画について	.....	9
(報告事項)			
	第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量等について	.....	1 3
(そ の 他)	.....		1 4
3. 閉	会	.....	1 9

○管理課長 それでは、予定の時間が参りましたので、ただいまから「第60回資源管理分科会」を開催させていただきます。

私、管理課長の熊谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本会議場のマイクの使用法について御説明いたします。ごらんのように、御発言される際には、マイクの根本付近にあります緑のボタンを押していただきたいと思います。赤いランプがつかますので、御発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、再度緑のボタンを押していただくということで、よろしくお願いいたします。

次に、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。資源管理分科会委員10名中、現在8名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

では、次に配付資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の資料を袋の中から出していただきます。

まず最初に議事次第がございまして、資料一覧がございまして、それから、資料1、名簿、資料2、資料2-1、2-2、2-3、2-4、そして参考資料がございまして、資料3、資料4、資料5と続きます。漏れはございませんでしょうか。もし過不足等ございましたら、事務局のほうに御連絡ください。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりくださいまして、ありがとうございます。では、座って審議に移らせていただきたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は、諮問事項が3件、報告事項が1件でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

では、諮問事項に入ります。

諮問第226号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

なお、内容が24年漁期のズワイガニTACの留保枠の配分と、25年漁期のスケトウダラTACの設定の2つとなっておりますので、2つに分けて御説明を受けまして、委員の皆様

御意見をいただきたいと思ひます。

それでは、24年漁期のズワイガニTACの留保枠の配分から御説明をよろしくお願ひいたします。

○管理課長 お手元の資料2をごらんください。今回の諮問内容でございます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

24水管第2368号

平成25年2月22日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本  
計画の検討等について（諮問第226号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成24年11月8日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以下、別紙に基本計画の改正案が記載されております。赤字になっているところが変更点でございますが、具体的な内容につきましては、この後、別の資料に基づきまして説明させていただきます。

また、先ほど分科会長より紹介ありましたとおり、本日お諮りする諮問第226号は2点でございます。1点が24年漁期の日本海海域におけるズワイガニのTACの留保分の配分、2点目が、25年漁期のスケトウダラのTACの設定及び配分でございます。

まず、日本海のズワイガニのTACの留保額の配分について説明いたします。資料2-1をごらんください。今回の諮問にかかわる部分が黄色く塗られております。

資料2-1の3ページ目、日本地図があるところをごらんください。左上の枠の中に記

載されておりますように、ズワイガニの日本海海域につきましては、日本海西部のA海域で301トン、それから、日本海北部のB海域で34トンの留保枠が設定されております。これは関係漁業者の了解に基づきまして、例年2月に漁獲状況等を踏まえて、大臣管理漁業及び知事管理漁業に振り分けることとしております。

今回、A海域の301トンにつきまして、大臣管理漁業及び富山県、石川県、福井県の漁獲が順調であることから、留保枠の使用の要望があり、その内訳として、大臣管理漁業に212トン、それから、富山県17トン、石川県22トン、福井県50トンという使用要望がございました。

なお、日本海北部、B海域でございますが、これにつきましての留保枠については、使用要望がなかったということで、留保枠の配分はしないということでございます。

以上から、資料2-1の1ページ目、もう一度総括表に戻っていただきたいのですが、一番下のとおり、大臣管理分として4,656トンが4,868トンに、それから、A海域が3,217トンから3,429トンになるという内容でございます。

以上が日本海海域におけるズワイガニのTAC設定の留保枠の配分に関する内容でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

A海域の留保枠を301トン配分したいということですが、ただいまの御説明にしまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願います。

よろしいでしょうか。それでは、24年漁期のズワイガニTACの留保分の配分につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、25年漁期のスケトウダラTACの設定につきまして、事務局から御説明をよろしく願います。

○管理課長 続きまして、25年漁期のスケトウダラTACの設定及び配分について御説明したいと思います。

スケトウダラにつきましては、管理期間が4月から翌年3月ということでございまして、今回、新たにお諮りするものでございます。

初めに、資料2-4をごらんいただきたいと思っております。「スケトウダラ資源の概要」ということでございますが、ここにございますように、日本海北部系群、オホーツク海南部、

根室海峡、太平洋系群と4つの系群に分かれております。系群ごとに御説明したいと思います。

なお、詳細な資源状況につきましては、昨年11月の当分科会において資源課長より説明しておりますので、今回は省かせていただきます。

それでは、まずは日本海系群でございますが、資料2-3をごらんいただきたいと思います。

日本海北部系群、資源の状態につきましては、低位、横ばいとなっております。スケトウダラ日本海系群のABCにつきましては、従前と同様なシナリオ、すなわち「親魚量の増大」ということを採用し、7,600トンとなっております。昨年のABC7,700トンとほぼ同じ値でございます。

TACの設定についてでございますが、資源が引き続き低位で横ばいという状況にありますが、当該地域の漁業経営におけるスケトウダラへの依存が非常に高いということ、また、当該海域におきましては、関係漁業者が従来から産卵親魚の保護等に取り組んでおります。こういった状況を踏まえまして、25年漁期におきましては、前年、24年漁期と同様に1万3,000トンとしたいと考えております。

なお、資料2-3の1ページ目でございますが、日本海北部系群に「(北海道知事管理分のうち、1,000トンは従前同様留保とする。)」と書かれております。この留保分につきましては、前年と同様に北海道の管理分の5,900トンに含めております。その他の知事へのTAC配分につきましては、合計500トンとしております。

以上が日本海北部系群でございます。

次に、オホーツク海南部について御説明します。資料2-3にございますように、資源状態は中位、増加ということですが、これはロシア水域とにまたがって分布している資源でございます、ABCの算定は行っておりません。

TAC設定の考え方ですが、次の根室海峡と同様に、資源の来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量をTACとして設定することとしております。オホーツク海南部につきましては、近年の漁獲量として最大でございます24年漁期の5万1,161トン、現時点でございますが、これをベースに25年漁期のTACを5万2,000トンといたしたいと考えております。

なお、24年漁期は3月まででございます。まだ終了しておりません。そのため、仮に今後漁獲が伸びるということになりますと、ほぼ5月にその数量が確定いたしますので、場合

によっては25年漁期TACの見直しをする可能性がございますので、念のため申し上げます。

なお、オホーツク海南部につきましては、全て大臣管理分となります。

3つ目としまして、根室海峡です。資源状態は低位、増加でございます。本系群もロシア海域とにまたがって分布していることから、ABCの算定は行っておりません。

TACにつきましては、オホーツク海と同様の考え方から、過去の参考値であった23年漁期の実績1万9,115トンベースに2万トンとして、これを全て北海道知事管理分へ配分したいと考えております。根室海峡につきましても、先ほどのオホーツク海と同様に、今後、24年漁期の漁獲量が確定した際には、必要に応じて見直しをする可能性があることを申し添えます。

最後に、太平洋系群でございます。資源状態は中位、減少ということでございます。ABCは前年と同様のシナリオでございまして、「10年間で親魚量をBlimit以上に維持」するというところでございますが、16万6,000トンと計算されております。

TACの数量につきましては、漁業経営の影響等、こういったものを勘案しまして、昨年当初のTACと同量の17万1,000トンといたしたいと考えております。

なお、御承知のとおり、24年漁期に先行利用分として北海道知事管理漁業に対して1万トンが認められました。現時点でこれを使用する見込みはございませんが、万一先行利用が行われるといった場合には、最終的に実績が固まる5月の段階で、25年当初の17万1,000トンから実際に利用された分を差し引くということを考えております。

TACの配分についてでございますが、資料2-2の3ページ目に地図がございますので、ごらんいただきたいと思っております。右下のところに太平洋海域の配分について記載されております。大臣管理分として10万1,000トン、北海道知事管理分として6万8,000トン、その他2,000トンということで、これは前年と同様でございます。

以上でスケトウダラ4系群につきまして御説明しましたが、これらを総括すると、資料2-2の1ページ目をごらんいただきたいと思っております。左側でございますように、スケトウダラの平成25年4月から平成26年3月までの漁獲可能量はトータルで25万6,000トンとなります。このうち大臣管理漁業分が15万9,600トンとなります。

また、知事への配分に関しましては、その次の2ページ目をごらんください。北海道に9万3,900トン、その他、青森、岩手、宮城、秋田、山形、新潟、こういった県につきましては、若干として、合計で2,500トンとなっております。

なお、本件につきましては、1月15日に札幌でスケトウダラTAC設定に関する意見交換



会を公開にて開催しました。漁業者、加工流通業者など、参加のもと、意見を交換し、北海道の業者の方から、漁業の現場の意見をしっかり聞き、関係機関が連携して、しっかりした資源評価を行ってほしいなどの貴重な御意見をいただきました。

また、パブリックコメントを行っておりますが、これに関しましては、特段意見は出てきておりません。

25年漁期のスケトウダラTACの設定及び配分については以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、系群が4つございますので、系群別に分けまして順番に議論をしていきたいと思っております。

まずは日本海系群につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしく願います。

よろしいですか。特段御意見がなければ、次に、オホーツク海南部及び根室海峡について御発言をお願いいたします。

高橋委員。

○高橋特別委員 ちょっと教えていただきたいのですが、「ロシアとの協調した管理に向けて取り組む」、こういうふうに記載があるので、ロシアとの協調の管理というのを具体的に教えていただければと思います。

○山川分科会長 事務局、よろしくお願いいたします。

○管理課長 ただいまの質問にお答えします。ロシアとのまたがり系群でございます。それで非常に重要な資源ということでございますので、日露間の漁業協議を毎年させていただいております。そういった際に情報交換等をさせていただくということで、必要な情報を得ながら、私ども、この資源状況がどんな状況になっているかということ十分に踏まえながら、TAC設定に当たっては考慮しようということでございます。昨年のTACの増枠をした際にも、ロシア側等々の情報を参考にしても、比較的資源状況がいいのではないかということから、昨年も追加配分とさせていただいたと記憶しておりますが、そういったことで、引き続きロシア側ともさまざまなチャンネルで情報交換しながら、そういった情報を踏まえてTAC設定に臨んでいきたいと考えております。

○山川分科会長 よろしゅうございますでしょうか。ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 関連ですけれども、ロシアと協議なさる際には、ABCのほうの話し合いなどは具体的になさることはありますか。

○管理課長 お答えしたいと思います。ABCそのものは、資源の全体の豊度から言いますと、ロシアの水域のほうが非常に大きいと理解しております。ロシアのほうでは、やはりABCというものをしっかりと整理されておまして、そういった数字を見ながらございまして、日本側単独では資源のABCの数字を出すことは困難でございますので、むしろ向こうのほうを参考にしながら、いろいろと検討させていただいているところでございます。

○佐藤委員 ロシア側のABCの研究成果というのが出されるわけですけれども、日本側の分もそこに持ち寄って、では一緒にABCを算定しようという雰囲気にはならないわけですか。

○漁場資源課長 現状では、日本は日本で計算をしまして、向こうは向こうでやって、研究の手法、精度、それぞれあると思いますので、結果を持ち寄ったもので協議をしているということでございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。オホーツク海南部と根室海峡と2つ含めてということでございましたけれども、よろしゅうございましたでしょうか。

では、続きまして、太平洋系群につきまして、御意見、御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。では、御意見がなければ、25年漁期のスケトウダラのTACの設定につきましては、原案どおり承認をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

また、オホーツク海南部及び根室海峡のTACにつきましては、先ほども御説明がありましたとおり、24年漁期の漁獲量の確定を踏まえて見直しをする必要が生じた場合には、次回以降の資源管理分科会で御審議いただくことにしたいと思います。

それでは、続きまして、諮問第227号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、事務局から資料の御説明をよろしく願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長です。

それでは、お手元の資料3に基づき説明をさせていただきたいと思います。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

平成25年2月22日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第227号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する内容ですが、資料3を1枚おめくりいただきますと、裏になります。そこに説明を載せております。これをごらんいただきながら説明をお聞きいただければと思います。

中西部太平洋におけるカツオ・マグロ類等高度回遊性魚種については、中西部太平洋まぐろ類委員会、いわゆるWCPFCと言っておりますが、ここにおいて資源の保存管理に必要な管理措置を定めております。この締約国は委員会で採択された義務的措置に関して各国で法令の担保を行うことが必要になってきております。この管理措置のうち、各漁業種類における水産動物の採捕の制限や禁止、操業区域、期間の制限ですとか、禁止については、我が国では指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第17条、これに付随します別表第2等に基づいて法令上の担保を行っているところであります。

今般、昨年3月及び12月に開催されましたWCPFC年次会合において、まき網漁業に関し、幾つかの規制の変更がございました。

まず1点は、太平洋島嶼国のEEZで囲まれた公海、幾つか公海がございましたが、そこにおける操業を周年禁止するという措置を廃止することが定められました。これに基づいて、この旨の対応を行うというのが1つ目であります。

2つ目は、中西部太平洋で我が国のまき網船団がそれぞれ操業を行っておりますが、まき網の投網前に鯨やジンベイザメ、こういったものを視認した場合、これらに集まる魚群に対する操業、いわゆる鯨付き操業ですとか、サメ付き操業と言っておりますけれども、これを禁止することが定められております。

3点目は、洋上の流木や生物、人工物等の集魚装置に集まる魚群に対する操業、いわゆるFADsと呼んでおりますけれども、FADs操業を熱帯域において、7月から9月まで禁止する現行の規定に加えて、国別に定められました年間のFADs操業の上限回数を超過しない措置をとること、それから、これに応じてFADs操業の回数を毎週把握することを内容とする義務的措置がWCPFCで採択をされました。

本件は、こういった管理措置を国内担保するために、本省令の別表第2の大中型まき網漁業の項を一部改正するものでございます。

なお、改正の期日につきましては、本年3月31日を予定しております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、諮問第227号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということにさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、諮問第228号でございますけれども、「水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成25年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」ということで、事務局から御説明をよろしく願いたいと思います。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

資料4に基づき、諮問第228号の説明をさせていただきます。

最初に諮問文を読み上げさせていただきます。

24水推第1220号

平成25年2月22日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成25年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施

すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第228号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

この計画につきましては、農林水産大臣が水産資源保護法の規定に基づき、サケ及びマスの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが人工ふ化放流を実施すべき河川及び放流数を定めるというものでございます。

具体的な計画につきましては、3ページに示しましたとおりでございます。3ページをごらんください。サケにつきましては、10水系で1億2,900万尾、カラフトマスにつきましては、3水系で720万尾、サクラマスにつきましては、6水系で270万尾、ベニザケにつきましては、3水系で15万尾、合わせて1億3,905万尾を放流するというものでございます。

なお、放流します河川及び放流します数は、ともに平成24年度と同じ規模で実施するという内容になっております。

以上が諮問内容でございますが、最後の4ページに参考資料としまして、都道府県が定める予定の放流計画を合わせた数字を示させていただきました。サケ・マスのふ化放流数につきましては、水産総合研究センターが行いますふ化放流と合わせまして、民間団体が主として増殖目的のふ化放流等を行っております。これも合わせました全体計画がこの参考資料4ページにある数字でございます。全体を見ていただきますと、右端の欄の下から3段目にありますとおり、18億7,100万尾ということで、昨年とほぼ同規模の放流が計画されているところでございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 何点か教えてください。同じ諮問が昨年もあったようで、そのときお聞きすればよかったのかもしれませんが。私の勉強不足で恐縮なのですが、放流水系は北海道の河川が全てのようなのですが、日本全国ではさまざまな河川があって、そこで放流なされています。そこでは、放流河川の決定の基準みたいなものがあると思いますが、それを教えていただきたいというのが1点目です。

それから、2点目です。放流数を決める根拠が、先ほどの御説明だと平成24年度と同じ。では、前年度と同じ数を放流されるということですが、個体群維持のためという名目でございますので、前年度同数ということではなくて、ほかの意味合いの根拠もあるのではないかと思います。その辺がもしもあれば教えていただきたい。

3点目は、これはもう何年かずっと放流なさっていると思うのですが、実際戻ってくる、採捕数といいますか、そういうのが具体的におわかりになっているはずですし、評価といいますか、長年やっておられて、この放流数で大體個体が維持されているのかどうかという評価を、担当課長のほうでどう考えておられるか、御披露いただきたいと思えます。

以上です。

○山川分科会長 では、よろしく願いいたします。

○栽培養殖課長 ここに示しました表で、シロザケ、ベニザケ等々ございますが、例えば、北海道でシロザケと言いますと、大きく5つの群があるだろうと推定されていますので、そういう5つの群をカバーするような形、あるいはベニザケの場合は、太平洋側で、襟裳以東と襟裳以西と2つの群があるだろうということを踏まえて、サケ、カラフトマス、サクラマス、ベニザケ、それぞれについて、大きな系群の塊で放流ができるようにという形で選んでおります。

それから、尾数につきましては、この放流そのものは、民間団体がやります資源増大というのは商売でとるためにふやすということでやっておりますが、個体群の維持ということで、1つは、遺伝的な多様性をちゃんと維持していかないといけないということ。それから、もう一つは、自然環境などで影響を受けていないかどうか、ちゃんと調査で追いかけていけるようにしようという考え方で放流尾数等々を決めておまして、特に自然環境などで調査を追いかけていくためには、全ての放流するさけについて標識をつけまして、きっちり調査しようということでやっております。そういうことから考えていくと、この程度の数が必要だということでやっております。今のところ、この規模でやれば、個体群の遺伝的な多様性の維持、あるいは自然環境の変化などを追いかける調査との関係で見ても、十分な量だろうという判断で、この規模でやらせていただいております。

○山川分科会長 よろしいですか。佐藤委員。

○佐藤委員 聞き漏らしたのかもしれませんが、北海道の河川を選んだ理由というのは、幾つかの系群がおありになるという、あくまで系群でとらまえた場合は北海道の河川なの

だなどいうことで理解してよろしいわけですね。

○栽培養殖課長　そうです。

○佐藤委員　ありがとうございました。

○山川分科会長　ほかにございますでしょうか。特にございませでしたら、それでは、諮問第228号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長　異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第226号、諮問第227号、諮問第228号につきまして、答申書確認のために読み上げさせていただきます。答申書を次長にお渡しさせていただきたいと思えます。

答申書

24水審第32号

平成25年2月22日

農林水産大臣　林　芳正　殿

水産政策審議会

会長　山下　東子

平成25年2月22日に開催された水産政策審議会第60回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第226号　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第227号　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第228号　水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成25年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

(答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、報告事項に入ります。事務局より報告を希望する事項が1件あります。報告事項「第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について」、事務局から報告をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の保科です。

資料5をごらんいただけますでしょうか。1枚目ですけれども、TAC魚種ごとに設定された漁獲可能量と採捕数量につきまして、平成24年12月31日までの数量を記載したものです。黄色くマークをしておりますマアジ、マイワシ、スルメイカの3魚種につきましては、24年漁期の1年間の採捕数量、その他の魚種につきましては、それぞれの24年漁期の開始から12月31日までの採捕数量となっております。1枚目が全体、めくっていただきますと、大臣管理漁業、あるいは都道府県別の数字が載っております。

また、資料の最後のページですけれども、第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量につきまして、24年漁期の実績を記したものでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

東村委員。

○東村委員 資料の1枚目を拝見しますと、消化率というのですかね、(A)分の(B)ですけれども、去年でも結構低いなと思っていたのですが、今年はまたさらに下がっているようなのですけれども、何か理由、要因等ございましたら、教えていただければと思います。

○山川分科会長 事務局、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 全ての数字を見ていただけるとわかるのですけれども、TACの数量は、ABCを基礎にして、その漁期の漁獲の上限として設定しています。一方で、これを漁獲する漁業のほうでは、例えば、漁獲量の多い大中型まき網漁業を例にとれば、その時々でとりやすく採算の合う魚をたくさんの種類の魚の中から選んで漁獲していて、必ずしもTACの割り当てられた数量の上限までとろうという操業はしておりませんので、実際の実態と、あくまで上限を生物学的に定めた数量との差が生じるということでございます。ですので、消化率と考えれば確かに低いわけですけれども、資源状況と、上限までとろうとみんなが考えて操業しているわけではないということの結果があらわれているのだと思



います。

○東村委員 ありがとうございます。

ちょっと疑問に思ったのは、以前はたしか燃油がすごく高くて、漁に出たら、それだけ損になるということがあったということなので、今回も特別何か要因があったというわけではなく、普通に操業していて、それなりにもうかる程度にとっていた結果がこれであるというような理解でよろしいのでしょうか。

○山川分科会長 よろしくお願ひします。

○資源管理推進室長 現在は非常に燃油代が高くなっておりますけれども、昨年1年間という意味で見れば、今ほど高くない状態でしたので、特に燃油が高かったので操業ができなかったというような事情ではなかったのではないかと考えています。

○東村委員 どうもありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ほかになければ、報告事項につきましては、これで議論を終了して、その他に移りたいと思います。その他ということで、何か委員の皆様からございますでしょうか。

野村委員。

○野村特別委員 実は、2月6日に九州・沖縄地区で「国境の島に今、何が起きているのか」というテレビ番組がございました。かいつまんで内容を御説明しますと、水産庁の漁業取締船白鷗丸に乗船し、また、東シナ海を操業しているまき網船に乗船し、取材をしてきているのと、五島の福江市とか上五島町に中国の投資会社が進出してきているのですが、そういうことに翻弄されている行政の困惑、島民の困惑、そういった内容で、それを見ておって、将来、過疎化が進んだり、漁業が衰退していった場合に、国境というのがどういうふうになっていくのかなど、自分なりにものすごく危惧したところでございます。漁業というのが、そういう観点から見れば、単なる漁業ではなくして、領土とか、海底資源とか、安全保障、そういったものに、離島、国境を接した海にあるところは常にそういう問題を含んでいると、そういうことを再認識させられた番組でした。

水産庁の方々も、我々が東シナ海で、虎網とか、いろいろ外国漁船の問題から困窮していることはよく理解されて、いろいろな施策を講じていただいておりますし、対外折衝におきましてもいろいろと強硬に主張されておられる。その辺は大変感謝しておりますけれども、我々には時間が足りないのですね。いつまで持ちこたえられるかわからないところもございます。そういった意味から、我々が将来ずっと安心して安全に操業ができるよ

うに、資源管理の面とか、操業秩序の徹底とか、そういった環境を早く講じていただきたい、国を挙げて講じていただきたい、そういうふうなお願いでございます。

○山川分科会長 水産庁から何かコメントございますでしょうか。

○水産庁次長 野村委員には、この会議でも、昨年からでしたか、虎網のことで相当問題提起をいただきまして、水産庁のほうも相当力を入れてやってまいりました。御案内のとおり、最初は30隻ぐらいしかいないなどと言っていたのが、実際には300隻いるということ、実際、九州漁業調整事務所の取り締まりの官船、航空機を使って調べたり、そういったことで中国側への働きかけも強めてまいりました。ただ、おっしゃるとおり、やはり漁業者の求めるほどのスピード感がないというのはよく感じているところでございまして、今後とも、特に救済措置ですとか、あるいは支援措置、こういったものについては、スピード感をもって対策をとっていくように努力してまいりたいと思っております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

高橋委員。

○高橋特別委員 先ほどのまたがり資源で、ちょっと言葉足らずだったものですから、改めて若干補足説明をさせていただきたいと思っております。と申しますのは、根室海峡の資源の中で、かつてロシアの大型トロール漁船が何隻も入ってきて、あその海峡で大分操業して、あの海峡の資源が枯渇をするような状況に追い込んだという歴史的な背景があって、ロシア側と資源管理というものについてきちんとした対応で話し合っただけであればということで、先ほどちょっと言葉足らずだったものですから、内容的にはそういうことだったということです。よろしくお願ひしたいと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

そういった背景を踏まえてということで、ロシア側とそういったことにつきまして御対応くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

ほかに、その他ということでございますでしょうか。山根委員。

○山根委員 その他ということなので、ちょっとお伺いしたいのですけれども、例えば、今、話題のTPPの議論であるとか、あと、食の成長戦略とか、六次産業化とか、そういったことで、農業の分野としては大きな話題とか報道があると思っております。一方、漁業については、先ほど来の領海、国境の話であるとか、反捕鯨団体の活動云々の話であるとか、最近ではファストフィッシュ事業とか、そういったことはよく聞こえてくるのですが、まだまだ漁業の現状とか展望について、水産庁の事業について、消費者への情報提供が少な

いのかなと思っていますので、そのあたり、御説明というか、お話しいただければと思います。

○山川分科会長 何か水産庁のほうから。

○水産庁次長 山根委員御指摘のとおり、我々もまだまだ仕事の仕方が足りないなと思っているところではございます。特に緊急を要するといえますか、重要性が高い問題、例えば、放射性物質の魚への影響ですとか、あるいはウナギが今年どれくらい生産できるのかですとか、そういうトピックについては、水産の業界紙ばかりでなくて、一般のプレスのほうにも相当説明会などをやってきておりますし、消費者団体はじめ、そういったところへも、食の安全性、魚の安全性についての話し合いということはやってきたのですが、委員がおっしゃっているように、一般的な水産政策ですとか、現在の水産が抱えている問題ですとか、そういうところは確かにまだまだ努力すべき点が残っていると思いますので、今後ともそういった点を考えてまいりたいと思います。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ほかに、その他、ございますでしょうか。能登委員。

○能登特別委員 先ほどスケソウの説明やら、サケ、マスの説明があつて、私も関連あるので、スケソウのことから先にお話ししたいと思います。漁業者の中には、資源調査が各地で、100%ということはありませんのだけれども、なされているのかという疑問点があるのです。根室海峡のまたがり資源の、ソ連海峡にまたがり資源のことがあるのだけれども、もうずっと以前のことなのだけれども、北海道の日本海でもソ連の海域の中に入ってトロール船で操業した経緯もあるので、ソ連からの情報交換を今まで以上に十分してもらいながら、資源の強化を各地にお願いしたい。

それから、このことにつきまして、もう一つ、風評被害によりまして、私もスケソウを注視しているのですけれども、それで困った経緯があるのです。ということは、放射能の課題の中で、検査があるのですけれども、日本の検査と韓国の検査がちょっと違う部分がありまして、荷物が行かないという状況があった経緯があるのです。漁業者にそれが戻ってきて、販売できないような経緯もありまして、なおさら値段がとれないような状況になっているので、検査の機構をもう少しスムーズにいくような形で、基準を下げるということではなく、もう少し何とか方法を取りながらやってもらわなければならない。うちのほうでも、検査官はサラリーマン仕組みなものですから、土日の休みには検査が入れないことも1、2回あるのです。そういうことがないように、スムーズにいくような形で、検査は

十分してもらわなければいけないので、ひとつお願いしたい。これからも風評被害の中でさまざまな問題があると思うけれども、それをひとつお願いしたい。

それから、サケ、マスのほうですが、北海道のふ化放流の課題を説明してもらいながら、さまざまな課題での調査の話をされましたね。放流してどうこうという話をされました。現実問題として、去年も今年も非常に魚体が小さくて、回帰率が悪いのです。皆さんも既にテレビでわかっている。私は北海道の南部なものですから、特に回帰率が悪くて、採算ベースだって、全然合うような数でない。今まで変わってきたというのは、水温状況が自然と変わってきたという経緯があって、放流して帰ってくる回遊魚であっても、北のほうはどう変わっているのか、その辺が変わっているような状況があるように思われてならないものですから、これで満足という調査でなく、その辺、もう少し厳密に調べながら、我々のほうにも教えてもらうような仕組みを早目に作成しながら検討していただきたいという思いなのです。

○山川分科会長 3件御意見いただきましたけれども、1件はロシアとの情報交換をより一層緊密にしていきたいということ、2件目の放射能検査につきましては、何か水産庁からコメントございませうでしょうか。

○水産庁次長 放射性物質の魚への影響の問題というのは大変深刻な問題だということで、水産庁の中でもチームをつくってずっと、2年たっても、まだまだ毎週毎週会合しながら対応をとっていると。特に、1つの重要な課題でありますのは、国内ばかりでなくて、外国市場で売れなくなっているという問題があって、特にアメリカですとか、震災以前に戻った地域もあるのですけれども、逆にいまだに非常に問題が残っている地域、これは韓国ですとか、エジプトですとか、こういうところがあるのですけれども、こういうものについては、集中的に対応するというので、向こうの政府、あるいは業界、あるいはこの間は道漁連と一緒にあって、向こうのマスコミを呼んでということで努力を重ねてきます。検査のほうで問題が起こるのであれば、これはまた道漁連ともよく話し、また道とも話しながら、障害にならないように努力してまいりたいと思います。

○山川分科会長 あと一点、サケ、マスの回帰率の件につきまして、よろしくお願ひします。

○栽培養殖課長 サケにつきましては、大きく2つのお話が今あったと思います。1つは魚体が小さくなってしまっているという話。これは多分、太平洋側だけではなくて、日本海側、オホーツク海側も同じ話があって、ベーリング海のほうでいろいろな国のサケが泳

いでくるわけですが、そちらのほうで何が起きているのかという調査が非常に重要になってくるのだと思っていますし、アメリカですとか、カナダ、ロシア、このような国々との間でもいろいろな協力をしながら解決していかないといけないということで取り組んできているところでございます。

もう一つの点は、太平洋側で回帰率がここ数年、極端に落ちているという話がございました。これにつきましては、同じような落ち込みがオホーツク海側と日本海側では見られていないということがありますので、放流して海におりた後、数カ月の間の影響が大きいのではないかとということまでは言われているわけですが、そこから先がはっきりわかっていません。私どもも水産総合研究センターや北海道、あるいは岩手県などと協力しながら、そういう点の解明をしようということで、平成25年度からいろいろなことをやることにしておりますし、また、太平洋側のサケの回帰が落ち込んでいる理由、特に放流して海におりて直後のサケ、マスの稚魚の動向をきっちり調べるような予算を平成25年、新規に概算で決定させていただいて、そこはきっちり取り組んでいこうというふうに対応させていただいています。

○能登特別委員 ちょっといいですか。ただいまの説明に私はちょっと納得いかない面があるのですけれども、日本海が回帰率がいいような話が今あったように思われるのだけでも、そういう話をしたのですか。

○栽培養殖課長 太平洋ほど落ち込んでいないということです。ここ数年、太平洋はすごく落ち込んでいますが、日本海はそれほど落ち込んでいないと思います。

○能登特別委員 総体的に見ればそうかもわかりませんが、日本海でも中部、南部とか、さまざまあるので、その中である程度いいところがあるのだけれども、落ちているところはオホーツク以上に落ちているところがあるので、私はそういうことを言っているのです。この何年か見たら、イカもそうなのだけれども、8月以降の水温が非常に高くなってしまっていることがあるのではないかとということが1つと、それから、食害、小さいものを放すものですから、3年、4年たって帰ってくる、このものが何かで死んでしまうということよりも、何かのエサになってしまっているのではないかという気がしてならないのです。さまざまな調べ方もあると思いますけれども、一刻も早く漁業者に、なかなか結論は出ないと思うけれども、納得するような体制を取り組めるような形の中で、そういう調査をひとつお願いしたいと思います。

○山川分科会長 では、調査のほう、よろしく願いいたします。

ほかに、その他でございますでしょうか。

なければ、事務局から何かございましたら、よろしく願いいたします。

○管理課長 それでは、次回の資源管理分科会でございます。現在のところ、5月に開催をお願いしたいと考えております。何か緊急な必要性がある場合、それ以前に開催するということになると思いますが、できるだけ早期に御連絡差し上げたいと思います。いずれにしましても、日程につきましては、後日、事務局から日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。以上で本日予定しておりました議事につきましては終了いたしました。これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。